

## 福島県通所介護事業所等の多機能化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」(令和7年12月25日老発1225第5号厚生労働省老健局長通知)(以下「実施要綱」という。)に基づき、訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進することにより、地域の実情に応じた訪問介護サービスの提供体制を確保・強化するため、実施要綱及び「福島県補助金等の交付等に関する規則」(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)並びにこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 この補助金の対象事業者は、福島県内において訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(以下「通所介護事業所等」という。)を運営する者とする。

なお、福島県内において訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域とは、訪問介護事業所が1か所もない市町村、又は提供回数や移動距離等を勘案し、必要なサービス提供が困難な地域とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、補助事業者が通所介護事業所等に訪問機能を追加するための取組に関する次の経費を交付の対象とする。

なお、訪問機能の追加とは、指定訪問介護のほか、基準該当サービスや離島等相当サービスとして、指定訪問介護に相当するサービスを提供する事業所を併設する場合を含むものとする。

(1) 訪問機能の導入に向けた伴走支援に係る経費

訪問介護事業所の指定取得や、人員基準を満たすために必要な人材の育成など、訪問機能の導入に向け、専門家等の支援を受けるために要する費用

(2) 訪問機能の導入に係る経費

電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用、事業所のホームページの改修や、地域住民等への広告に係る費用、新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用に係る費用や初任者研修の受講に係る費用等

(3) 訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化に係る経費

訪問機能の導入から収入の安定が見込まれるまでの期間、訪問介護サービス提供体制の確保に係る費用

なお、訪問機能の導入から収入の安定が見込まれるまでの期間とは、訪問回数が月300回に達するまでの期間とし、導入後6か月間を上限とする。

(補助額)

第4条 補助金は、第3条各号に掲げるそれぞれの内容ごとに、実支出額と次に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。ただし、当該金額に千円未満の

端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 訪問機能の導入に向けた伴走支援に係る経費

1 事業所当たり 50 万円

(2) 訪問機能の導入に係る経費

1 事業所当たり 150 万円

(3) 訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化に係る経費

訪問 1 回当たり 1,000 円

(申請書の様式等)

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、福島県通所介護事業所等の多機能化推進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとし、その申請期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（第 2 号様式）

(2) 所要額調書（第 3 号様式）

(3) 収支予算書

(4) その他知事が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第 6 条 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第 13 条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第 7 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の 20% 以内の減額

(2) 購入品目等の変更で、補助金の交付の目的の達成に何ら支障がないと認められる場合

(変更の承認の申請)

第 8 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県通所介護事業所等の多機能化推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第 9 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、補助事業者が交付の決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(概算払)

第 10 条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県通所介護事業所等の多機能化推進事業概算払請求書(第 5 号様式)に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、福島県通所介護事業所等の多機能化推進事業補助金実績報告書(第 6 号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日)から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の 4 月 10 日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 事業報告書(第 7 号様式)

(2) 所要額精算書(第 8 号様式)

(3) 収支決算書

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第 12 条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、前条の実績報告書に併せて、福島県通所介護事業所等の多機能化推進事業補助金交付請求書(第 9 号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合はこの限りでない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 10 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分の制限)

第 14 条 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定めるものは、取得価格又

は効用の増加価格が 30 万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- 4 補助事業者は、規則第 18 条第 1 項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 5 取得財産等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図らねばならない。

（会計帳簿の整備等）

第 15 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 3 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。